

令和3年名古屋市監査報告書

(第3号)

名古屋市監査委員

目 次

緑 政 土 木 局 （ 工 事 ）	・・・・・・・・・・	1
ス ポ ー ツ 市 民 局 （ 工 事 ）	・・・・・・・・・・	5

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

緑政土木局（工事）

（緑政土木局関連事務を担当する財政局の課を含む。）

第3 監査の着眼点

- 1 安全に配慮した適切な設計及び工事監理がされているか
- 2 施設の機能が果たせるよう適切な維持管理がされているか
- 3 工事及び委託の予定価格は適正に設定されているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 3年 2月 3日から令和 3年 9月 1日まで

2 実施方法

今回の監査では、緑政土木局における平成31年 4月 1日から令和 3年 3月31日までに完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市監査委員監査基準に基づき、書類等突合、実査等を行った。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	2,891	116	4.0	67,779	7,487	11.0
委託	2,463	28	1.1	14,586	330	2.3

第5 監査結果

上記のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務上の処理誤り等を発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置

を講じた場合は、その旨を通知されたい。

1 指摘

(1) 鋼管支柱の地際部の腐食について（設計）

都市公園における遊具の安全確保に関する指針（平成 26 年 6 月、国土交通省）では、腐食による劣化などを防ぐため、構造上重要な金属支柱は、腐食しやすい部分に防食保護材や防食塗料などの対策を行うと定めている。緑政土木局の公園・街路樹設計のてびきでは、基礎部分の処理として、地面との接触部が腐食しやすくなるので、接触部に防食テープなどを施す必要があるとしている。または、工事共通構造図では、公園遊具や道路附属施設等の鋼管支柱の基礎の場合は、基礎と支柱との接合部を地表に露出させれば腐食のリスクを低減し、目視でも腐食の状況が確認できるとされている。

「露橋公園整備工事」では、公園内にあるバスケットコートを整備する工事を行っていた。バスケットゴールを確認したところ、支柱が鋼管であったにもかかわらず腐食しやすい地面との接触部に防食テープなどを施していなかった。また、支柱と基礎の接合部は地下に埋める構造であり、さらに地表面は、雨水が浸透する透水性舗装のため、コンクリート基礎上面で雨水が滞水し腐食が助長される構造であった。



バスケットゴール全景

拡大



バスケットゴール地際部

当該バスケットゴールの地際部については、防食対策を施すよう是正されたい。また、鋼管支柱を設置する場合は、地面との接触部で腐食のリスクがあること、透水性舗装など地表面の条件により、そのリスクが高くなることを十分理解し、防食対策を考慮した設計とされたい。

（中川土木事務所）

(2) 中間検査の実施について（施工）

工事の中間検査については、名古屋市緑政土木局請負工事施行要綱並びに中間検査実施基準において、大規模（当初請負金額が 1 億円以上）かつ工期が 6 か月以上の工事について実施することとしている。

「落合橋補修工事（その 2）県道岩崎名古屋線舗装道補修工事（瑞 3）舗装道補修工事（瑞 6）交通安全施設整備工事（瑞 9）」は、当初請負金額が 147,396,700 円、工期が 6 か月 13 日の工事であり、中間検査の対象工事に該当していたが、検査を実施していなかった。

中間検査は、品質の確保や向上に必要な助言を行い工事の良好な完成を図ることを目的としており、その目的や検査の重要性を十分理解し、基準に則して検査を実施されたい。
(瑞穂土木事務所)

第6 意 見

適切な維持管理に向けた取り組みについて

緑政土木局は、道路や公園など市民の生活に直結する公共施設の維持管理を担っている。昨今、築年数が長く老朽化への対応が必要な施設も多く、事故が起きないように安全に安心して利用できることを目的とした管理、計画的な更新などが重要となっている。

今回の監査の結果、公園施設に用いた鋼管支柱において、基礎上面に雨水が滞水し、腐食の助長が懸念される構造であった事例が見受けられた。腐食への配慮が不足しており、構造物を設計する際は現場状況や材料特性を十分理解し総合的に検討するべきと思われる。

鋼管支柱を用いた構造は、公園施設だけでなく街路灯、標識柱、歩道橋などの多様な用途に用いられ、広く一般に供用されていることから、腐食対策には特に留意しなければならない。腐食により倒壊に至れば、市民の安全に関わる重大な事故となる。

また、公共施設の老朽化対策としてライフサイクルコストの最小化を図るために、設計段階において、長寿命化や維持管理の簡略化の観点が必要であり、経年

劣化の予測、点検や補修のしやすい構造とすることなど、将来を見通した構造検討も必要不可欠な要素である。

緑政土木局においては、誰もが安全に安心して利用できる施設を設計するため、技術基準や指針等の確認にとどまらず、構造物に対する技術的な知見をさらに深める機会を増やし、必要な知識の習得、技術力の向上を図り、適切な公共施設の構築、維持管理に努められたい。

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

スポーツ市民局（工事）

（スポーツ市民局関連事務を担当する財政局の課を含む。）

第3 監査の着眼点

- 1 安全に配慮した適切な設計及び工事監理がされているか
- 2 施設の機能が果たせるよう適切な維持管理がされているか
- 3 工事及び委託の予定価格は適正に設定されているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 3年 2月 3日から令和 3年 9月 1日まで

2 実施方法

今回の監査では、スポーツ市民局における令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月 31日までに完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市監査委員監査基準に基づき、書類等突合、実査等を行った。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	60	13	21.7	8,047	8,001	99.4
委託	44	14	31.8	230	152	66.1

第5 監査結果

上記のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務上の処理誤り等を発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置

を講じた場合は、その旨を通知されたい。

1 指摘

保安規程の改定について（維持管理業務）

電気事業法（昭和39年法律第 170号）では、自家用電気工作物^{（注 1）}の設置者は、電気工作物^{（注 2）}の工事、維持及び運用に関する保安の確保を目的として、保安体制と具体的保安業務の基本事項を記載した保安規程を定め、主務大臣に届け出なければならないと定めている。また、本市の副市長以下代決規程では、保安規程の制定改廃に関することについては、監（監が置かれていない場合は局長）に代決権限があると定めている。

「中文化センター自家用電気工作物保安管理業務委託」では、保安規程に基づき電気工作物の保安管理を行っていた。保安規程が令和 3年 5月に改定されていたためその手続きについて確認したところ、改定に係る決裁をとっていなかった。また、保安規程の「保安に関する組織図」を確認したところ、令和 2年度に組織改正が行われたにもかかわらず更新されていなかった。

電気工作物の保安管理業務の根幹となる保安規程の重要性を改めて認識し、その制定改廃に際しては代決規程に基づき適正に決裁をとられたい。また、保安規程については必要な変更を行い監督官庁に届け出されたい。

（中文化センター）

（注 1）自家用電気工作物

電力会社から 600ボルト以上の電圧で受電している施設などの電気工作物

（注 2）電気工作物

発電設備、変電設備、配電設備、電線路など

この印刷物は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。